

兵庫県における整備状況

- 介護老人保健施設
平成29年度実績値 15,168床 (計画比 -274床)
平成32年度計画値 15,660床 (H29比 +492床)
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
平成29年度実績値 17か所 (計画比 -6か所)
平成32年度計画値 40か所 (H29比 +23か所)

→ 整備促進に向けてさらなる取組が必要

支障事例

- 都市部での介護施設等の整備が進まない要因の一つに、土地確保の困難さがある。
- 平成28年度兵庫県補助事業を実施した33市町のうち、都市部を中心に6市町が「土地の確保」「土地代」を、整備が遅れた理由に挙げている。
- 平成28年に尼崎市内で看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例あり。

提案内容・期待される効果

都市部の未利用国有地で定期借地権を活用して介護施設等を整備する場合に適用される減額貸付制度について、次の2種別も減額貸付の対象とすること。

1. 第二種社会福祉事業を実施しないものを含む 全ての介護老人保健施設
2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所

→ 都市部における土地確保の困難さの緩和による整備促進

平成30年 地方分権改革に関する提案募集



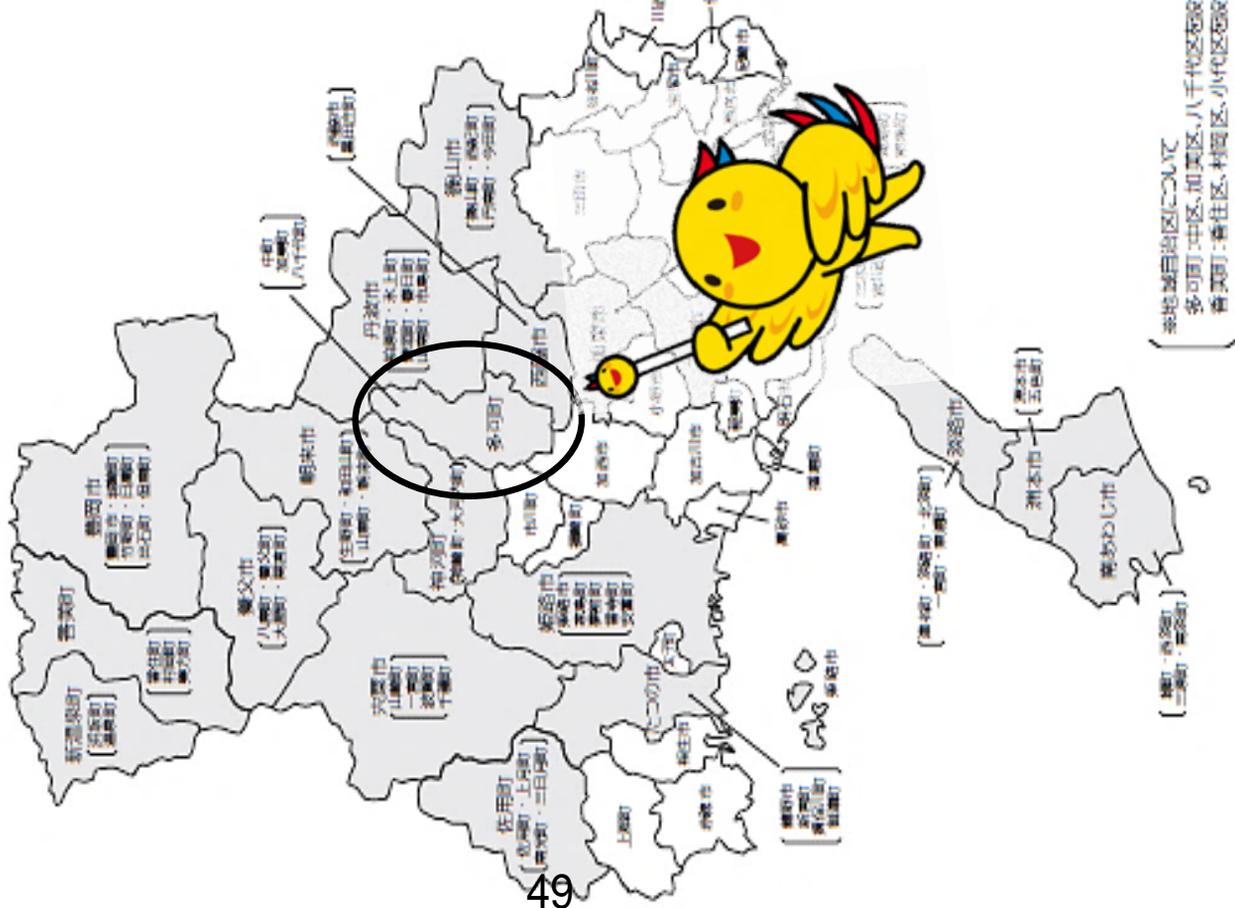
介護保険における施設移転に係る 住所地特例の見直し



平成30年7月10日
兵庫県・多可町



多可町の概要



	H25	H30
面積(m ²)	185,15	185,15
人口(人)	22,952	21,169
世帯数(世帯)	7,515	7,554
65歳以上人口(人)	6,843	7,303
高齢化率(%)	29.8	34.5
第1号被保険者数	6,752	7,208
要介護認定者数	1,312	1,354
75歳以上人口(人)	3,735	3,992
後期高齢化率	16,3	18,9

(出典:住民基本台帳人口及び介護保険事業状況H25,H30とも4月1日現在)

多可町介護保険事業・施設整備の状況



29年度介護給付費実績	21億9,491万円
第7期介護保険料の基準額	72,000円(6,000円/月)

施設種別	施設数	床数
特別養護老人ホーム	4施設	284床
介護老人保健施設	1施設	82床
地域密着型特別養護老人ホーム	1施設	20床
認知症高齢者グループホーム	5施設	43床
養護老人ホーム	1施設	60床
軽費老人ホーム(ケアハウス混合型)	1施設	30床
軽費老人ホーム(ケアハウス住宅型)	1施設	22床
有料老人ホーム(住宅型)	1施設	14床
合計	15施設	555床

(第7期計画期間中に認知症高齢者グループホームを1施設9床 + 増築2床を整備予定)

ある利用者の心身の状態と居住系サービス利用の流れ

【多可町での支障事例】

施設	住所地特例適用	利用者の状態	要介護度
ケアハウス	有り	概ね元気な高齢者 で入所・入居	認定なし 要支援レベル
↓			
認知症高齢者グループホーム	なし(地域密着型 サービス)	認知症有り、身体的には自立に近い	要介護1～3 レベル
↓			
特別養護老人ホーム	有り	認知症有り、身体的にも常時介護要	要介護3～5

- ・ 他市町からケアハウスへの入所者は、要介護認定を持たない元気な高齢者が多い。
- ・ 認知症状が徐々に進行し、その進行に伴い要介護度も重度化し、その状態に合わせ
て施設等に移られていく。
- ・ 平成27年の制度改正により特別養護老人ホーム入所は原則、要介護3以上の重度者に限定されている。

具体的な支障事例

・他市町から特定施設(ケアハウス等)に入居している者が、年月の経過とともに認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要となるケースがあるが、認知症高齢者グループホームは住所地特例が適用されない地域密着型サービスであるため、支障が生じている。

・その者が当該認知症高齢者グループホームを利用する場合、本町の被保険者となることから、給付費用の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。

・実際本町では、他市町から特定施設(ケアハウス等)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人あり、その内4人は継続利用中である。支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)となっている。

具体的な支障事例(補足その1)

- ・市町間の同意による区域外指定により、認知症高齢者グループホーム入所前の住所地の被保険者のまま利用が可能になる救済的な取り扱いもあるが、そもそも市町間の同意による利用に對する各保険者の考え方は様々であり、同意が成立しないこともある為、現実的な措置ではない。
- ・過去、下記のようなケースがあり、利用希望者の早急な入所の必要性や状況に鑑みると苦渋の決断ながら、本町の認知症高齢者グループホームに住所を設定し、入所させている。
【現実のケース】
 - ・同意による他市町の地域密着型サービス利用を認めていない。
 - ・隣接する市町しか同意による地域密着型サービス利用を認めていない。
 - ・転入前の市町が同意に係る手続き等に非協力的。
 - ・特定施設入所時に住居を処分し、戻すべき住所地が設定できない。
 - ・手続きに對する親族等の支援が得られない。

具体的な支障事例(補足その2)



- ・**認知症高齢者を支える居住系サービス**の内、認知症高齢者グループホームのみ住所地特例の対象とならないことは、前述のような支障事例を生み、市町間の公平性を欠く。
- ・高齢者を支える居住系サービスの内、サービス付き高齢者向け住宅は全国各地で多く建設されているが、特別養護老人ホーム並みのケアが可能で、いわゆる「**終の住み家**」となるサービス付き高齢者向け住宅は下記のデータからも少ないと推測され、認知症が進行した場合には、認知症高齢者グループホームへの移転が必要となることが想定され、本町と同様な事例が発生する市町が出現すると考える。

【サービス付き高齢者向け住宅における特定施設入居者生活介護の指定状況】

(N=4,555件)	指定を受けている	指定を受ける予定なし
特定施設入居者生活介護の指定	4.9%	95.1%

(第102回(H26.6.11)社会保障審議会 - 介護給付費分科会 資料2 P10より参照)

提案において求める措置と制度改正の効果

住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。

提案が実現されれば...

住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。